

# 彦根市地域防災計画

## 【災害対応マニュアル編】

### 新旧対照表

令和5年

頁	項目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
マニュアル編 全体			本編・資料編およびマニュアル編の更新作業に伴うページズレによる参照先ページ番号の微修正実施	参照先に変更がなく、ページ番号のみの変更は、項目を集約
マニュアル編 全体			組織改編に伴う部課の追加および削除	部課名の変更のみの場合は項目を集約
		平常時	平時	項目を集約
		緊急通報システム	災害時緊急通報システム	項目を集約
[事務分掌からの索引]		～に関すること。	削除	文末統一 項目を集約
	[事務分掌]1	市長直轄組織 危機管理班 11) 広域応援要請	市長直轄組織 危機管理班 11) 広域応援要請 (庁内調整を除く)	
		企画振興部 部内各班共通 1) 企画振興部が担当する避難場所等の開設および運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	企画振興部 部内各班共通 1) 企画振興部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導。 2) り災者の収容および収容施設の供与。 3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	
	[事務分掌]2	文化スポーツ部 部内各班共通 1) 文化スポーツ部が担当する避難場所等の開設および運営、	スポーツ部 部内各班共通 1) スポーツ部が担当する避難場所等の開設および運営、避	

	<p>避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導</p> <p>2) り災者の収容および収容施設の供与</p> <p>3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)</p> <p>スポーツ振興班</p> <p>1) 社会体育施設の災害対策(応急対策及び復旧対策を含む。) に関すること。</p> <p>国スポ・障スポ推進班</p> <p>1) 国スポ主会場整備地での災害対策に係る県等との連絡調整に関すること。</p> <p>文化振興班</p> <p>1) ひこね市文化プラザ、彦根市高宮地域文化センターおよびみずほ文化センターの災害対策に関すること。</p>	<p>難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導</p> <p>2) り災者の収容および収容施設の供与</p> <p>3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)</p> <p>スポーツ振興班</p> <p>1) 社会体育施設の災害対策(応急対策及び復旧対策を含む。)</p> <p>国スポ・障スポ総務班</p> <p>1) 国スポ・障スポ主会場整備地での災害対策に係る県等との連絡調整</p> <p>国スポ・障スポ競技班</p> <p>1) 国スポ・障スポ総務班実施事項の応援</p>	
	<p>部内各班共通</p> <p>契約監理班</p> <p>1) 主要食糧、衣料、燃料その他必要物資の調達</p> <p>2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)</p>	<p>部内各班共通</p> <p>契約監理班</p> <p>1) 主要食糧、衣料、燃料その他必要物資の調達</p> <p>2) 物的支援の受援に係る庁内調整 3-2-22</p> <p>3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)</p>	
		<p>人事部</p> <p>部内各班共通</p> <p>1) 他班実施事項の応援(部外を含む。)</p> <p>人事班</p> <p>1) 職員の動員派遣 3-1-5,3-1-8,3-1-14,3-1-16,3-1-23,3-1-25,3-1-30,3-1-32</p> <p>2) 勤務時間外における市民等からの連絡対応 3-2-10</p> <p>3) 公務災害補償</p> <p>4) 被災職員に対する給付および援助 -</p>	

			<p>5) 人的支援の受援に係る庁内調整 3-2-22</p> <p>6) 他班実施事項の応援(部外を含む。) - 働き方・業務改革推進班</p> <p>1) 人事班実施事項の応援</p>	
	[事務分掌]4	<p>福祉保健部 高齢福祉推進課</p>	<p>福祉保健部 高齢福祉推進課</p> <p>9) 健康推進班実施事項の応援 -</p>	
	[事務分掌]5		<p>観光文化戦略部 部内各班共通</p> <p>1) 観光文化戦略部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導。</p> <p>2) り災者の収容および収容施設の供与。</p> <p>3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)</p> <p>観光交流班</p> <p>1) 観光資源、観光施設等の災害対策(応急・復旧対策含む) 3-2-2</p> <p>2) 観光客(訪日外国人含む)に対する安全確保 3-3-17</p> <p>3) 帰宅困難者対策(情報提供・誘導) 3-3-17</p> <p>エンタテインメント班</p> <p>1) 部内の他班実施事項の応援</p> <p>文化財班</p> <p>1) 文化財の災害対策</p> <p>文化振興班</p> <p>1) ひこね市文化プラザ、高宮地域文化センターおよびみずほ文化センターの災害対策。</p>	
		<p>地域経済振興班 ) 商工業関係の被害調査 3-2-2</p>	<p>地域経済振興班</p> <p>1) 商工業関係の被害調査 3-2-2</p>	

		<p>2) 中小企業関係の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)および連絡調整 3-2-2</p> <p>3) 被災商工業者等に対する金融調査 4-2-2</p> <p>4) 雇用の安定確保 4-1-5</p> <p>5) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策 3-3-17</p> <p>観光交流班</p> <p>1) 観光資源、観光施設等の災害対策(応急・復旧対策含む) 3-2-2</p> <p>2) 観光客(訪日外国人含む)に対する安全確保 3-3-17</p>	<p>2) 中小企業関係の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)および連絡調整 3-2-2</p> <p>3) 被災商工業者等に対する金融調査 4-2-2</p> <p>4) 雇用の安定確保 4-1-5</p> <p>5) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策 3-3-17</p> <p>6) 風評被害対策。 4-2-1</p> <p>7) 農林水産班実施事項の応援。</p>	
	[事務分掌]6	都市建設部	<p>建設部</p> <p>市街地整備班</p> <p>1) 彦根駅東土地地区画整理事業区域内管理地ならびに駅周辺地区における危険状況および被害状況の調査報告</p> <p>2) 彦根駅東土地地区画整理事業区域内管理地および駅周辺地区における災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)</p> <p>3) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援</p> <p>建築班</p> <p>1) 市有建築物の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告 3-2-2,3-3-40,4-3-2</p> <p>2) 避難所その他の仮設建築物の建築 3-5-11</p> <p>3) その他営繕</p> <p>4) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援</p>	
		<p>歴史まちづくり部</p> <p>部内各班共通</p> <p>(1) 歴史まちづくり部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。</p> <p>(2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。</p>	<p>都市政策部</p> <p>部内各班共通</p> <p>1) 都市政策部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導</p> <p>2) り災者の収容および収容施設の供与</p>	

		<p>都市計画班</p> <p>1) 公園および街路樹の災害対策に関すること</p> <p>2) 二次災害防止のための被災宅地危険度判定調査に関すること</p> <p>市街地整備班</p> <p>1) 彦根駅東土地区画整理事業区域内管理地および関連事業の施行地ならびに稲枝駅周辺地区における危険状況および被害状況の調査報告に関すること</p> <p>2) 彦根駅東土地区画整理事業区域内地および関連事業の施行地ならびに駅周辺地区における災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること</p> <p>3) 部内の他班実施事項の応援</p> <p>4) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援</p>	<p>3) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援</p> <p>都市計画班</p> <p>1) 公園および街路樹の災害対策</p> <p>2) 二次災害防止のための被災宅地危険度判定調査</p> <p>建築指導班</p> <p>1) 二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定調査 3-3-42</p> <p>2) 被災建築物の復旧のための建築相談 -</p> <p>交通政策班</p> <p>1) 交通途絶箇所および交通う回路の情報収集等 3-2-11</p> <p>2) 災害時の交通規制の統制等交通対策 3-2-11</p> <p>3) 鉄道、バス等緊急輸送手段の確保 3-2-15</p> <p>4) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。) 3-3-40,4-3-2</p> <p>住宅班</p> <p>1) 市営住宅の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告 3-2-2,3-3-40,4-3-2</p>	
活動フロー7	(1) 組織的な応援要請	<p>1□ 応援の要請・要求を行う 市長直轄組織</p> <p>2□ 受援体制を確保する 市長直轄組織</p> <p>3□ 応援要員の撤収の要請を行う 市長直轄組織</p>	<p>1□ 応援の要請・要求を行う 市長直轄組織 <b>総務部 人事部 関係部局</b></p> <p>2□ 受援体制を確保する 市長直轄組織 <b>人事部 各班</b></p> <p>3□ 応援要員の撤収の要請を行う 市長直轄組織 <b>人事部 総務部</b></p>	彦根市災害時受援計画の作成による追加
活動フロー8	(3) 指定緊急避難場	<p>(3) 緊急避難場所の開設・閉鎖 担当部</p> <p>1□ 緊急避難場所を開設する 企画振興部</p>	<p>(3) <b>指定</b>緊急避難場所の開設・閉鎖 担当部</p> <p>1□ <b>指定</b>緊急避難場所を開設する <b>避難場所関係班</b></p>	

	所の開設・閉鎖	文化スポーツ部 総務部 市民環境部 福祉保健部 産業部 教育部 2□ 緊急避難場所を閉鎖する 企画振興部 文化スポーツ部 総務部 市民環境部 福祉保健部 産業部 教育部	2□ 指定緊急避難場所を閉鎖する 避難場所関係班	
活動フロー13	(1) 避難所の開設・運営・閉鎖	1□ 避難所を開設する 市民環境部 教育部 2□ 避難所を運営する 市民環境部 教育部 3□ 避難所を閉鎖する 市民環境部 教育部	1□ 避難所を開設する 総務部 市民環境部 教育部 2□ 避難所を運営する 総務部 市民環境部 教育部 3□ 避難所を閉鎖する 総務部 市民環境部 教育部	
活動フロー20	(2) 公共施設の復旧事業の推進	1□ 災害申請を行い災害復旧事業の補助を受ける 市民環境部 福祉保健部 子ども未来部 産業部 都市建設部 上下水道部 教育部 歴史まちづくり部 病院部 2□ 災害復旧事業を実施する 市民環境部 福祉保健部	1□ 災害申請を行い災害復旧事業の補助を受ける 各施設を所管する班 2□ 災害復旧事業を実施する 各施設を所管する班	

		<p>子ども未来部 産業部 都市建設部 上下水道部 教育部 歴史まちづくり部 病院部</p>		
活動フロー21	(2) 原子力災害時の中長期対策	<p>1□ 放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施する 市民環境部 2□ 環境放射線モニタリングに協力する 市長直轄組織 3□ 災害地域住民記録を再発行する 市民環境部 4□ 風評被害などの影響を削減する 産業部 5□ 原子力災害に関する相談体制を整備する 企画振興部 産業部 福祉保健部 6□ 各種制限措置の解除を行う 市長直轄組織 産業部 福祉保健部 上下水道部</p>	<p>1□ 放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施する 市民環境部 2□ 環境放射線モニタリングに協力する 市長直轄組織 3□ 災害地域住民記録を再発行する 市民環境部 4□ 風評被害などの影響を削減する 観光文化戦略部 産業部 5□ 原子力災害に関する相談体制を整備する 企画振興部 人事部 産業部 福祉保健部 6□ 各種制限措置の解除を行う 市長直轄組織 企画振興部 産業部 福祉保健部 上下水道部</p>	
活動マニュアル 3-1-3	※1 動員配備基準表	<p>警戒第2号 ア 次の警報の1以上が本市に発表され、かつ、災害の発生が大きく予想されるときで、危機管理監・総務部長・都市建設部長・消防長が協議し、必要と認めるとき</p>	<p>警戒第2号 ア 次の警報の1以上が本市に発表され、かつ、災害の発生が大きく予想されるときで、危機管理監・人事部長・建設部長・消防長が協議し、必要と認めるとき</p>	
3-1-4	※2 動員配備体制表		表(別紙1参照)	
3-1-7	※1 警戒第2号動員班	<p>市長直轄部：危機管理班、秘書班 文化スポーツ部：スポーツ推進班、国スポ・障スポ推進班、文化振興班 企画振興部：企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班</p>	<p>市長直轄部：危機管理班、秘書班 企画振興部：企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班 スポーツ部：スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班</p>	

		<p>総務部：総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、人事班、財政班、働き方・業務改革推進班、税務班、債権管理班、契約監理班、議会班、出納・監査班</p> <p>市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班</p> <p>福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班</p> <p>子ども未来部：子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班</p> <p>産業部：農林水産班、地域経済振興班、観光交流班、農業委員会班</p> <p>都市建設部：建設管理班、道路河川班、建築指導班、交通対策班、建築住宅班</p> <p>歴史まちづくり部：都市計画班、景観まちなみ班、市街地整備班、文化財班</p> <p>上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班</p> <p>教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書館班</p> <p>消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班</p> <p>病院部：病院事務局班</p>	<p>総務部：総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、議会班、出納・監査班</p> <p>人事部：人事班、働き方・業務改革推進班</p> <p>市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班</p> <p>福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班</p> <p>子ども未来部：子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班</p> <p>観光文化戦略部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班</p> <p>産業部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班</p> <p>建設部：建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班</p> <p>都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班</p> <p>上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班</p> <p>教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書館班</p> <p>消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班</p> <p>病院部：病院事務局班</p>	
3-1-11	※1 彦根市災害対策本部設営図		表（別紙 2 参照）	
3-1-14	※2 動員配備体制表		表（別紙 1 参照）	

3-1-17	※1 警戒第 2号動員班	<p>市長直轄部：危機管理班、秘書班</p> <p>文化スポーツ部：スポーツ推進班、国スポ・障スポ推進班、文化振興班</p> <p>企画振興部：企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班</p> <p>総務部：総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、人事班、財政班、働き方・業務改革推進班、税務班、債権管理班、契約監理班、議会班、出納・監査班</p> <p>市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班</p> <p>福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班</p> <p>子ども未来部：子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班</p> <p>産業部：農林水産班、地域経済振興班、観光交流班、農業委員会班</p> <p>都市建設部：建設管理班、道路河川班、建築指導班、交通対策班、建築住宅班</p> <p>歴史まちづくり部：都市計画班、景観まちなみ班、市街地整備班、文化財班</p> <p>上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班</p> <p>教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書館班</p> <p>消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班</p> <p>病院部：病院事務局班</p>	<p>市長直轄部：危機管理班、秘書班</p> <p>企画振興部：企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班</p> <p>スポーツ部：スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班</p> <p>総務部：総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、議会班、出納・監査班</p> <p>人事部：人事班、働き方・業務改革推進班</p> <p>市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班</p> <p>福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班</p> <p>子ども未来部：子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班</p> <p>観光文化戦略部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班</p> <p>産業部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班</p> <p>建設部：建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班</p> <p>都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班</p> <p>上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班</p> <p>教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書館班</p> <p>消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班</p> <p>病院部：病院事務局班</p>	
--------	-----------------	---	--	--

3-1-19	(3) 災害対策本部体制の活動	4-2□ 危機管理班 市役所本庁舎が被災したときは、消防本部 3 階大会議室に彦根市災害対策本部を設営する	4-2□ 危機管理班 市役所本庁舎が被災したときは、彦根市スポーツ・文化交流センターに彦根市災害対策本部を設営する	
3-1-20	※1 参集時の注意事項 (緊急初動対策チーム活動マニュアルから抜粋)	<備考> ※1 地震災害時の参集時の注意点	<備考> ※1 参集時の注意事項 表 (別紙 3 参照)	
3-1-21	※2 緊急初動対策チーム(緊急初動対策チーム活動マニュアルから抜粋)		表 (別紙 4 参照)	
3-1-24	※2 動員配備体制表		表 (別紙 1 参照)	
3-1-27	※1 警戒第 2 号動員班	市長直轄部：危機管理班、秘書班 文化スポーツ部：スポーツ推進班、国スポ・障スポ推進班、文化振興班 企画振興部：企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班 総務部：総務班 (班編成)、公有財産管理班 (班編成)、人事班、財政班、働き方・業務改革推進班、税務班、債権管理班、契約監理班、議会班、出納・監査班 市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、	市長直轄部：危機管理班、秘書班 企画振興部：企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班 スポーツ部：スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班 総務部：総務班 (班編成)、公有財産管理班 (班編成)、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、議会班、出納・監査班 人事部：人事班、働き方・業務改革推進班 市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、	

		<p>清掃センター班</p> <p>福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班</p> <p>子ども未来部：子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班</p> <p>産業部：農林水産班、地域経済振興班、観光交流班、農業委員会班</p> <p>都市建設部：建設管理班、道路河川班、建築指導班、交通対策班、建築住宅班</p> <p>歴史まちづくり部：都市計画班、景観まちなみ班、市街地整備班、文化財班</p> <p>上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班</p> <p>教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書館班</p> <p>消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班</p> <p>病院部：病院事務局班</p>	<p>清掃センター班</p> <p>福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班</p> <p>子ども未来部：子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班</p> <p>観光文化戦略部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班</p> <p>産業部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班</p> <p>建設部：建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班</p> <p>都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班</p> <p>上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班</p> <p>教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書館班</p> <p>消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班</p> <p>病院部：病院事務局班</p>	
3-1-32	※2 動員配備体制表		表（別紙 5 参照）	
3-2-3	※2 各部情報統括班	<p>文化スポーツ部：スポーツ推進班</p> <p>都市建設部：建設管理班</p> <p>歴史まちづくり部：都市計画班</p>	<p>スポーツ部：スポーツ振興班</p> <p>人事部：人事班</p> <p>観光文化戦略部：観光交流班</p> <p>建設部：建設管理班</p> <p>都市政策部：都市計画班</p>	
3-2-13	※3 緊急輸送ネットワーク	<p>広域陸上輸送拠点</p> <p>・彦根総合運動場</p>	<p>広域陸上輸送拠点</p> <p>・彦根総合スポーツ公園</p>	

	ークのイメージ	市内配送拠点	市内配送拠点 ・彦根市スポーツ・文化交流センター ・福山通運（株）彦根営業所																																																																																		
3-2-15	※2 緊急通行車両等事前届出車一覧	<table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>登録番号</th> <th>車種（車名）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>501 な 6807</td><td>ノア</td></tr> <tr><td>2</td><td>400 た 4635</td><td>ハイエース</td></tr> <tr><td>3</td><td>581 え 1314</td><td>ハスラー</td></tr> <tr><td>4</td><td>22 す 1239</td><td>バス</td></tr> <tr><td>5</td><td>200 さ 1713</td><td>バス</td></tr> <tr><td>6</td><td>11 た 3930</td><td>旧選管車</td></tr> <tr><td>7</td><td>501 の 3615</td><td>カローラ</td></tr> <tr><td>8</td><td>501 な 2468</td><td>カローラ</td></tr> <tr><td>9</td><td>800 す 2896</td><td>パトカー</td></tr> <tr><td>10</td><td>800 す 4284</td><td>2 t ダンプ</td></tr> <tr><td>11</td><td>11 た 7659</td><td>2 t ダンプ</td></tr> <tr><td>12</td><td>800 す 2499</td><td>2 t ダンプ</td></tr> <tr><td>13</td><td>800 さ 5679</td><td>2 t ダンプ</td></tr> </tbody> </table>	NO	登録番号	車種（車名）	1	501 な 6807	ノア	2	400 た 4635	ハイエース	3	581 え 1314	ハスラー	4	22 す 1239	バス	5	200 さ 1713	バス	6	11 た 3930	旧選管車	7	501 の 3615	カローラ	8	501 な 2468	カローラ	9	800 す 2896	パトカー	10	800 す 4284	2 t ダンプ	11	11 た 7659	2 t ダンプ	12	800 す 2499	2 t ダンプ	13	800 さ 5679	2 t ダンプ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>登録番号</th> <th>車種（車名）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>501 ゆ 1463</td><td>ノア</td></tr> <tr><td>2</td><td>400 た 4635</td><td>ハイエース</td></tr> <tr><td>3</td><td>581 ほ 2707</td><td>タフト</td></tr> <tr><td>4</td><td>200 さ 1713</td><td>バス</td></tr> <tr><td>5</td><td>501 め 9822</td><td>シャトル</td></tr> <tr><td>6</td><td>501 ら 8215</td><td>フィルダー</td></tr> <tr><td>7</td><td>501 ら 5397</td><td>シャトル</td></tr> <tr><td>8</td><td>800 す 7670</td><td>C X30</td></tr> <tr><td>9</td><td>800 す 4284</td><td>2 t ダンプ</td></tr> <tr><td>10</td><td>11 た 7659</td><td>2 t ダンプ</td></tr> <tr><td>11</td><td>800 す 7923</td><td>2 t ダンプ</td></tr> <tr><td>12</td><td>800 さ 5679</td><td>2 t ダンプ</td></tr> </tbody> </table>	NO	登録番号	車種（車名）	1	501 ゆ 1463	ノア	2	400 た 4635	ハイエース	3	581 ほ 2707	タフト	4	200 さ 1713	バス	5	501 め 9822	シャトル	6	501 ら 8215	フィルダー	7	501 ら 5397	シャトル	8	800 す 7670	C X30	9	800 す 4284	2 t ダンプ	10	11 た 7659	2 t ダンプ	11	800 す 7923	2 t ダンプ	12	800 さ 5679	2 t ダンプ	
NO	登録番号	車種（車名）																																																																																			
1	501 な 6807	ノア																																																																																			
2	400 た 4635	ハイエース																																																																																			
3	581 え 1314	ハスラー																																																																																			
4	22 す 1239	バス																																																																																			
5	200 さ 1713	バス																																																																																			
6	11 た 3930	旧選管車																																																																																			
7	501 の 3615	カローラ																																																																																			
8	501 な 2468	カローラ																																																																																			
9	800 す 2896	パトカー																																																																																			
10	800 す 4284	2 t ダンプ																																																																																			
11	11 た 7659	2 t ダンプ																																																																																			
12	800 す 2499	2 t ダンプ																																																																																			
13	800 さ 5679	2 t ダンプ																																																																																			
NO	登録番号	車種（車名）																																																																																			
1	501 ゆ 1463	ノア																																																																																			
2	400 た 4635	ハイエース																																																																																			
3	581 ほ 2707	タフト																																																																																			
4	200 さ 1713	バス																																																																																			
5	501 め 9822	シャトル																																																																																			
6	501 ら 8215	フィルダー																																																																																			
7	501 ら 5397	シャトル																																																																																			
8	800 す 7670	C X30																																																																																			
9	800 す 4284	2 t ダンプ																																																																																			
10	11 た 7659	2 t ダンプ																																																																																			
11	800 す 7923	2 t ダンプ																																																																																			
12	800 さ 5679	2 t ダンプ																																																																																			
3-2-22	(1) 組織的な応援要請	<p>1-1□ 危機管理班 各部へ支援や応援要請を必要とする作業の有無について照会する</p> <p>1-2□ 危機管理班 各部の要請、市の被災状況等を踏まえ、<b>応援要請先（自衛隊、県、他自治体）</b>、応援内容、応援期間等の応援要請の方針を決定する</p> <p>1-3□ 危機管理班 応援要請依頼書を作成し、応援要請先へ応援要請依頼または応援要請の要求を行う</p> <p>2-1□ 危機管理班 連絡員を定めるとともに、応援要請先の連絡担当者を確認する</p>	<p>1-1□ <b>人事班 契約監理班</b> 各部へ支援や応援要請を必要とする作業の有無について照会する</p> <p>1-2□ <b>人事班</b> 各部の要請、市の被災状況等を踏まえ、応援内容、応援期間等の応援要請の方針を決定し、市本部へ具申する</p> <p>1-3□ 危機管理班 <b>応援要請先（自衛隊、県、他自治体）と調整し</b>、応援要請依頼書を作成し、応援要請先へ応援要請依頼または応援要請の要求を行う</p> <p>2-1□ <b>各班 彦根市災害時受援計画</b>で定めている受援シートに沿って執務スペース、資機材、地図、各種マニュアル等を準備する</p>	彦根市災害時受援計画の作成に伴う追加																																																																																	

		<p>2-2□ 危機管理班 派遣部隊や応援職員の活動拠点、連絡事務所（宿舎等）を確保するとともに、必要な資機材等を準備する</p> <p>2-3□ 危機管理班 現場担当者を定めるとともに、派遣部隊と作業計画を立案する</p> <p>2-4□ 危機管理班 派遣部隊や応援職員の作業進捗状況を把握し、応援の実施記録を作成する</p> <p>2-5□ 危機管理班 必要に応じて、派遣部隊や応援職員の作業計画を修正する</p> <p>2-6□ 危機管理班 必要に応じて、他の応援や公共的団体、民間等への協力を実施する</p> <p>3-1□ 危機管理班 各部へ応援の必要なくなった作業内容の有無について照会する</p> <p>3-2□ 危機管理班 応援の必要なくなった作業内容、撤収要請先、撤収時期等の方針を決定する</p> <p>3-3□ 危機管理班 撤収依頼書を作成し、応援部隊の撤収を要請する</p> <p>3-4□ 危機管理班 各種応援の実施記録を整理する</p>	<p>2-2□ <b>人事班</b> 応援職員の人員配置を決定する</p> <p>2-3□ <b>人事班</b> 派遣部隊と作業計画を立案する</p> <p>2-4□ <b>人事班</b> 派遣部隊や応援職員の作業進捗状況を把握し、応援の実施記録を作成する</p> <p>2-5□ 危機管理班 必要に応じて、派遣部隊や応援職員の作業計画を修正する</p> <p>2-6□ 危機管理班 必要に応じて、他の応援や公共的団体、民間等への協力を実施する</p> <p>3-1□ <b>各部 人事班</b> 各部へ応援の必要なくなった作業内容について整理し、撤収時期について協議する</p> <p>3-2□ <b>人事班</b> 応援の必要なくなった作業内容、撤収要請先、撤収時期等の方針を決定する</p> <p>3-3□ 危機管理班 撤収依頼書を作成し、応援部隊の撤収を要請する</p> <p>3-4□ <b>人事班</b> 各種応援の実施記録を整理する</p>	
3-3-3	(1) 避難指示等の発令	<p>&lt;備考&gt;</p> <p>※1 避難指示等の基準</p> <p>※2 高齢者等避難、避難指示、<b>緊急安全確保</b>の方法</p> <p>* 関係機関の連絡先等【資料編 P2-3-1 参照】</p> <p>* 彦根市災害通信連絡網【資料編 P3-1-1 参照】</p> <p>* 気象等情報関係【資料編 P3-3-1 参照】</p> <p>* 土砂災害に関する避難指示等発令の判断基準【資料編 P3-4-1 参照】</p> <p>* 河川氾濫に関する避難指示等発令の判断基準【資料編 P3-4-3 参照】</p>	<p>&lt;備考&gt;</p> <p>※1 <b>高齢者等避難</b>、避難指示等の基準</p> <p>※2 高齢者等避難、避難指示等の方法</p> <p>* 関係機関の連絡先等【資料編 P2-3-1 参照】</p> <p>* 彦根市災害通信連絡網【資料編 P3-1-1 参照】</p> <p>* 気象等情報関係【資料編 P3-3-1 参照】</p> <p>* 土砂災害に関する避難指示等発令の判断基準【資料編 P3-4-1 参照】</p> <p>* 河川氾濫に関する避難指示等発令の判断基準【資料編 P3-4-3 参照】</p>	

		* 浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内の避難行動要支援者が利用する施設【資料編 P4-6-1 参照】	* 要配慮者利用施設【資料編 P4-6-1 参照】	
3-3-8	(3) 緊急避難場所の開設・閉鎖（自主避難場所については当該箇所を準用する）	<p>&lt;備考&gt;</p> <p>※1 避難場所関係班</p> <p>※2 緊急避難場所の開設</p> <p>※3 緊急避難場所の一覧</p> <p>※4 緊急避難場所の担当割り</p> <p>※5 指定以外の避難場所の担当割り</p> <p>※6 自主避難場所の担当割り</p> <p>* 指定緊急避難場所、指定避難所【資料編 P4-1-4 参照】</p>	<p>&lt;備考&gt;</p> <p>※1 避難場所関係班</p> <p>※2 指定緊急避難場所の開設</p> <p>* 指定緊急避難場所、指定避難所【資料編 P4-1-4 参照】</p> <p>* 彦根市職員災害時初動マニュアル 8 章参照（避難場所担当割り）</p>	
3-3-8		<p>※1 避難場所関係班</p> <p>企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館</p> <p>スポーツ推進班、国スポ・障スポ班</p> <p>人事班、財政班、働き方・業務改革推進班、税務班、債権管理班、契約監理班、議会班、出納・監査班</p> <p>生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班</p> <p>社会福祉班、高齢福祉推進班</p> <p>幼児班、幼稚園保育所班</p> <p>農林水産班、地域経済振興班</p> <p>学校教育班、生涯学習班、文化振興班</p>	<p>※1 避難場所関係班（避難場所担当割は初動マニュアルに記載。部ごとの担当であり、関係班は各部で選定。）</p>	<p>避難場所担当割は初動マニュアルに記載。</p> <p>部ごとの担当であり、関係班は各部で選定。</p>
3-3-8	※2 指定緊急避難場所の開設	※2 緊急避難場所の開設	※2 指定緊急避難場所の開設	
3-3-8	※3 緊急避		一覧表削除	資料編と重

	難場所の一覧 (1) 地震 (2) 土砂災害 (3) 水害		(備考に参照先として資料編を記載)	複のため
3-3-8	※4 緊急避難場所の担当割り		一覧表削除 (備考に参照先として彦根市職員災害時初動マニュアルを記載)	彦根市職員災害時初動マニュアルと重複のため
3-3-8	※5 指定以外の避難場所の担当割り		一覧表削除 (備考に参照先として彦根市職員災害時初動マニュアルを記載)	彦根市職員災害時初動マニュアルと重複のため
3-3-8	※6 自主避難場所の担当割り		一覧表削除 (備考に参照先として彦根市職員災害時初動マニュアルを記載)	彦根市職員災害時初動マニュアルと重複のため
3-3-35	(2) 公共施設の危険度判定および応急対策	1-2□ 公有財産管理班 都市計画班 建築住宅班 1-3□ 公有財産管理班 都市計画班 建築住宅班 1-4□ 公有財産管理班 都市計画班 建築住宅班	1-2□ 公有財産管理班 都市計画班 <b>建築班</b> 1-3□ 公有財産管理班 都市計画班 <b>建築班</b> 1-4□ 公有財産管理班 都市計画班 <b>建築班</b>	
3-4-9	(1) 避難所の開設・運営・閉鎖	1-1□ 市民環境部担当各班 1-2□ 市民環境部担当各班 1-3□ 市民環境部担当各班	1-1□ 市民環境部担当各班 <b>総務部担当各班</b> 1-2□ 市民環境部担当各班 <b>総務部担当各班</b> 1-3□ 市民環境部担当各班 <b>総務部担当各班</b>	

		1-4□ 市民環境部担当各班 1-5□ 市民環境部担当各班 1-6□ 市民環境部担当各班 2-1□ 市民環境部担当各班 2-2□ 市民環境部担当各班 2-3□ 市民環境部担当各班 避難者の数、支援のニーズ、必要物資等の情報を定期的にとりまとめ、市本部に調達を要請する 2-4□ 市民環境部担当各班 3-1□ 市民環境部担当各班 3-2□ 市民環境部担当各班 3-3□ 市民環境部担当各班 3-4□ 市民環境部担当各班 3-5□ 市民環境部担当各班	1-4□ 市民環境部担当各班 総務部担当各班 1-5□ 市民環境部担当各班 総務部担当各班 1-6□ 市民環境部担当各班 総務部担当各班 2-1□ 市民環境部担当各班 総務部担当各班 2-2□ 市民環境部担当各班 総務部担当各班 2-3□ 市民環境部担当各班 総務部担当各班 避難者の数、支援のニーズ、必要物資等の情報を定期的にとりまとめ、 <b>契約監理班</b> に調達を要請する 2-4□ 市民環境部担当各班 総務部担当各班 3-1□ 市民環境部担当各班 総務部担当各班 3-2□ 市民環境部担当各班 総務部担当各班 3-3□ 市民環境部担当各班 総務部担当各班 3-4□ 市民環境部担当各班 総務部担当各班 3-5□ 市民環境部担当各班 総務部担当各班	
3-4-10		<備考> ※1 避難所の開設 ※2 避難所開設の報告 ※3 避難所の管理運営 ※4 避難所運営状況の報告 ※5 避難所一覧 ※6 避難所の担当割り * 指定緊急避難場所、指定避難所【資料編 P4-1-4 参照】	<備考> ※1 避難所の開設 ※2 避難所開設の報告 ※3 避難所の管理運営 ※4 避難所運営状況の報告 * 指定緊急避難場所、指定避難所【資料編 P4-1-4 参照】 * 彦根市職員災害時初動マニュアル 8章参照(避難場所担当割)	
3-4-11	※5 避難所一覧 (1) 地震 (2) 水害		一覧表削除 (備考に参照先として資料編を記載)	資料編と重複のため

3-4-11	※6 避難所の担当割り		一覧表削除 (備考に参照先として彦根市職員災害時初動マニュアルを記載)	彦根市職員 災害時初動 マニュアル と重複のため
3-4-15	※1 災害時における生活物資(食糧)の確保および調達に関する協定締結業者		1市4町と6商工会 彦根市稲部町 607-1 稲枝商工会 中北薬品株式会社 名古屋市中区丸の内三丁目 5 番 15 号 油伊ビル	追加
3-4-17	※4 食糧の確保方法	(6) 食糧の集積・配送拠点 ア 農村環境改善センター イ (株) 中通	(6) 食糧の集積・配送拠点 ア 農村環境改善センター イ (株) 中通 ウ 福山通運株式会社彦根営業所 エ 彦根市スポーツ・文化交流センター	
3-4-20	※2 災害時における生活物資(生活必需品)の確保および調達に関する協定締結業者		1市4町と6商工会 彦根市稲部町 607-1 稲枝商工会 中北薬品株式会社 名古屋市中区丸の内三丁目 5 番 15 号 油伊ビル アイリスオーヤマ株式会社 宮城県仙台市青葉区五橋 2-12-1	追加
3-4-20	※4 物資の確保方法	(3) 集積・配送拠点 ア 農村環境改善センター イ (株) 中通	(3) 集積・配送拠点 ア 農村環境改善センター イ (株) 中通	

		上記で不足する場合は、稲枝地区体育館、パーク・アンド・バスライド等を検討)	ウ 福山通運株式会社彦根営業所 エ 彦根市スポーツ・文化交流センター 上記で不足する場合は、稲枝地区体育館、パーク・アンド・バスライド等を検討)	
3-4-24	(1) 避難所における要配慮者支援	※1 関係各班 高齢福祉推進班、障害福祉班、子育て支援班、幼児班、子ども・若者班、健康推進班	※1 関係各班 高齢福祉推進班、障害福祉班、子育て支援班、幼児班、子ども・若者班、健康推進班、 <b>学校教育課、生涯学習課</b>	
3-5-3	(2) 災害ボランティアセンターの運営	2-2□ 社会福祉班 ボラセンの運営に必要なスタッフが不足する場合は、 <b>総務部</b> 人事班に調整を依頼する	2-2□ 社会福祉班 ボラセンの運営に必要なスタッフが不足する場合は、人事班に調整を依頼する	
3-5-8	(1) 住宅関連の障害物除去	手順 1-1~2-6 担当班 建築住宅班	手順 1-1~2-6 担当班 <b>住宅班</b>	
3-5-9	(2) 住宅の応急修理	手順 1-1~2-5 担当班 建築住宅班	手順 1-1~2-5 担当班 <b>住宅班</b>	
3-5-11	(3) 応急仮設住宅の設置	手順 1-1~2-6 担当班 建築住宅班	手順 1-1~2-6 担当班 <b>住宅班</b>	
4-1-4	(3) 被災者等への支援	手順 2-1~2-11 担当班 建築住宅班	手順 2-1~2-11 担当班 <b>住宅班</b>	
4-3-2	(2) 公共施設の復旧事業の推進	※1 各施設を所管する班 公営住宅：建築住宅班	※1 各施設を所管する班 公営住宅： <b>住宅班</b>	



彦根市地域防災計画  
【災害対応マニュアル編】

別紙

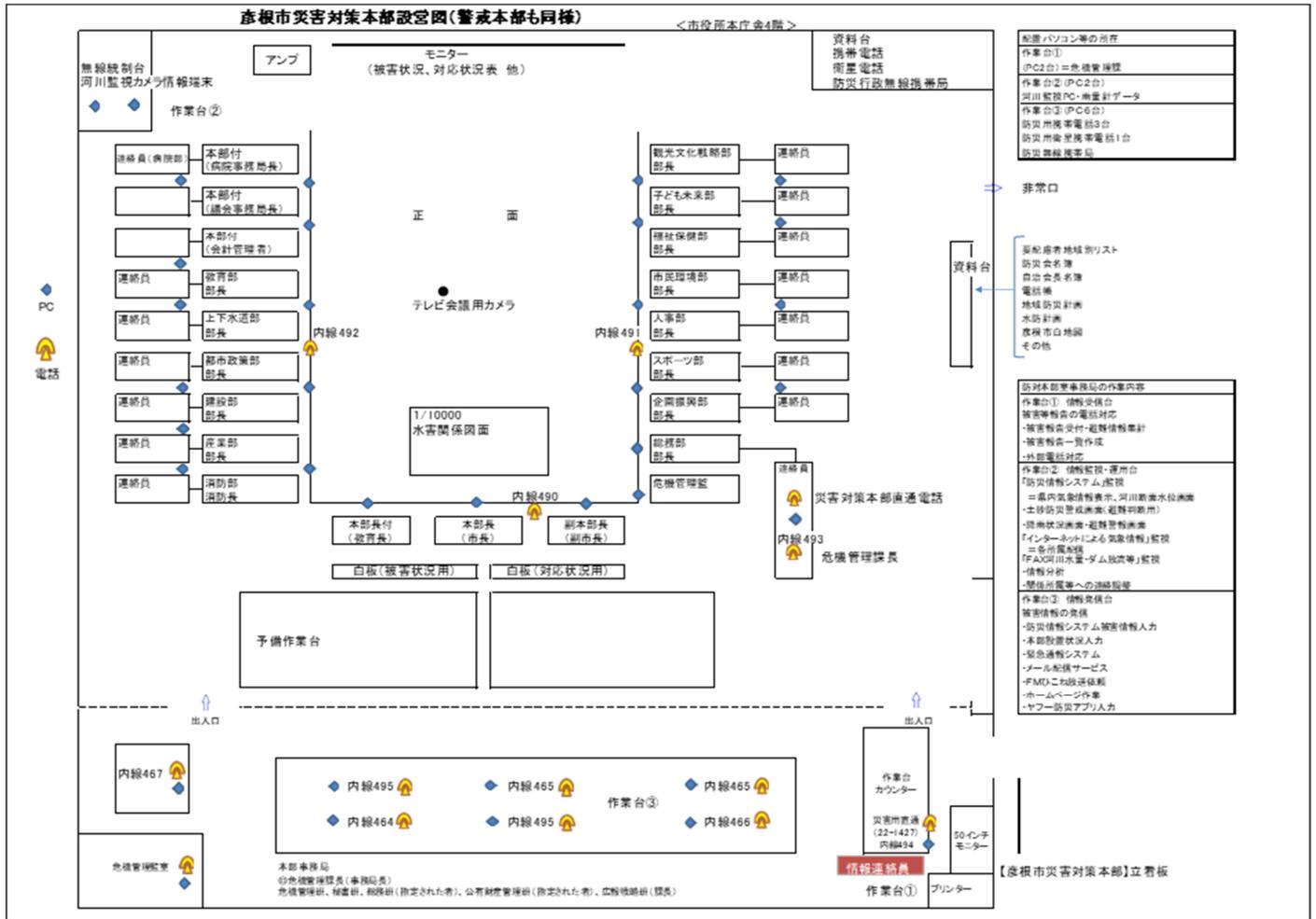
令和5年

別紙 1

※2 動員配備体制表

動員	警戒第1号			警戒第2号	災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
本部室	危機管理監			危機管理監 本部連絡員	本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員		
事務局	-			本部事務局長、危機管理班（全 員）、秘書班、総務班（班編成）、 公有財産管理班（班編成）、広報戦 略班	本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、 公有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）		
各所属	-			各支部長 各施設長	病院長 部長付き 各支部長、各施設長		
	A	B	C				
市長直轄部	危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）	□危機管理班（全員）		各所属職員の1/2 程度の職員（係長級 以上の職員を含む） ※4 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 震災時：建設部 （全員）
企画振興部	-	※1	※2	次の部・班のあらかじめ指定され た職員 □秘書班	原則として各所 属 2 名以上の職員 （課長補佐級以上 の職員を含む） ※3 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員）		
スポーツ部	-	※1	※2	□企画班、まちづくり推進班、情報 政策班、広報戦略班、人権政策班、 人権・福祉交流会館班			
総務部	-	※1	※2	□スポーツ振興班、 <b>国スポ・障スポが総 務班、国スポ・障スポが競技班</b>			
人事部	-	※1	※2	□総務班（班編成）、公有財産管理 班（班編成）、財政班、税務班、債 権管理班、契約監理班、議会班、 出納・監査班、			
市民環境部	-	※1	※2	□ <b>人事班、働き方・業務改革推進班</b>			
福祉保健部	-	※1	※2	□生活環境班、ライフサービス班、 保険年金班、清掃センター班			
子ども未来部	-	※1	※2	□社会福祉班、障害福祉班、健康推 進班、高齢福祉推進班			
観光文化戦略部	-	※1	※2	□子ども・若者班、子育て支援班、 幼児班、発達支援センター班、幼 稚園保育所班			
産業部	-	-	※2	□ <b>観光交流班、エンタテインメント 班、文化財班、文化振興班</b>			
建設部	道路河川班（震災・ 風水害時）、建設管 理班（震災・風水害 時）のあらかじめ指 定された職員			□農林水産班、地域経済振興班、農 業委員会班、 □建設管理班、道路河川班、 <b>市街地 整備班、建築班</b>			
都市政策部	<b>都市政策部（風水 害時）のあらかじ め指定された職員</b>			□都市計画班、 <b>建築指導班、交通政 策班、住宅班</b>			
上下水道部	上下水道部（震災 時）のあらかじめ指 定された職員			□上下水道総務班、上下水道業務班、 下水道建設班、上水道工務班			
教育部	-	※1	※2	□教育総務班、学校教育班、学校支 援・人権・いじめ対策班、生涯学習 班、学校 ICT 推進班、彦根城博物 館班、図書館班 □支所・出張所 □左記※1 □左記※2			
消防部	警防班（風水害 時）のあらかじめ指 定された職員			【別に定める「彦根市消防計画（第12章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】			
病院部	-	-	-	□病院事務局班	上記※3に同じ	上記※4に同じ	全員
避難場所担当 施設管理者	※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設			避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度5強以上）			

※1 彦根市災害対策本部設営図



別紙 3

※1 参集時の注意事項（緊急初動対策チーム活動マニュアルから抜粋）

(1) 参集方法

参集する職員は、家族の身の安全を確認した後、できるかぎり早く配備に就ける方法で参集する。なお、地震発生時には道路の寸断や交通渋滞の可能性があるため、自動車の使用は控え、状況に応じて、徒歩、自転車やバイクを利用すること。

ア 参集時の注意事項

応急活動に適した服装を着用し、手袋、タオル、懐中電灯、水筒、食糧、衣類、医薬品その他の非常用品等を携行する。

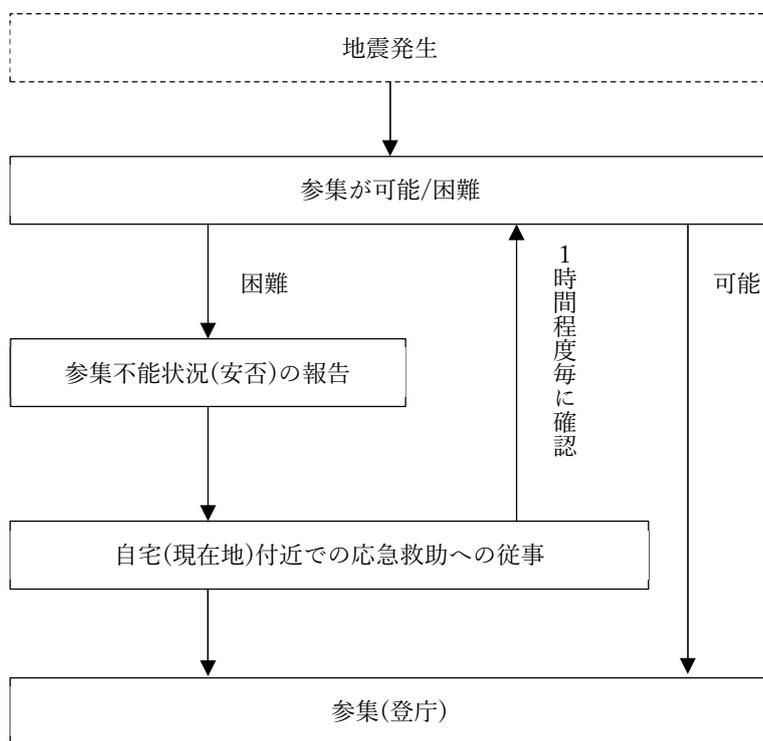
イ 参集途上時の緊急措置

(ア) 参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、最寄りの防災機関等へ通報する。

(イ) 参集途中で知り得た被害状況等の情報を「参集途上情報報告書」（別添 1 参照）により、所属長等を通じて本部連絡員ほか本部に報告する。

(2) 参集できない場合の措置

災害により参集が困難な場合には、速やかに次の措置をとる。



## 別紙 4

### ※2 緊急初動対策チーム（緊急初動対策チーム活動マニュアルから抜粋）

#### 第1節 勤務時間外の初動対応体制

休日や夜間などの勤務時間外に【震度5強以上】の地震が市域で発生した場合は、市役所本庁舎等に迅速に参集できる職員を中心に、あらかじめ指定しておいた彦根市災害緊急初動対策チーム（以下、「緊急初動対策チーム」という）要員が直ちに登庁し、災害対策本部を迅速に確立するとともに、最優先で取り組む緊急的な対策を実施する。

##### 1 緊急初動対策チーム

###### （1）緊急初動対策チームの設置基準

勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合に、災害対策本部の機能がある程度確立するまでの間、初期の応急対策活動を補完し、迅速な機能の確立を図るため設置する。

※勤務時間外とは、平日の0時から8時30分まで、平日の17時15分から24時までおよび土、日、祝日、年末年始の休日をいう。

<参考 市配備体制>

震度4：警戒第1号体制（危機管理課・建設部・上下水道部参集）

震度5弱：警戒第2号体制（警戒本部設置、各部・各班のあらかじめ指定された職員等参集）

震度5強：災対第2配備

震度5強以上：災害対策本部設置、緊急初動対策チーム・係長級以上の職員等参集

震度6弱以上：災対第3配備（全職員参集）

###### （2）緊急初動対策チームの要員の任命

緊急初動対策チーム要員は、あらかじめ市長が任命する。

原則として、災害時に市役所本庁舎に速やかに参集できる職員（市役所から概ね2kmの距離内に居住する職員）、避難場所で活動するものは、各避難場所の近隣に居住する課長級以下の職員を中心に任命する。

ただし、以下の職員は、任命の対象外とする。

ア 消防職員

イ 市立病院勤務職員（医療職）

ウ 消防団員となっている職員

エ その他

###### （3）緊急初動対策チームの要員の心構え

緊急初動対策チーム要員に指定された職員は、平時より、以下の災害予防対策を実施し、緊急時の出動に備える。

ア 各チームのリーダーは、チームの職員および施設の連絡先の把握に努める。

イ 平時から「彦根市地域防災計画」を熟読し、その業務への精通に努める。

ウ 自宅の防災点検（耐震化・家具の固定）を実施し、家族に自らの任務に対する理解を得よう努める。

別紙 5

※2 動員配備体制表

動員	警戒第 1 号 (フェーズ 1)	警戒第 2 号 (フェーズ 2)	災対第 2 配備 (フェーズ 3)	災対第 3 配備 (フェーズ 4)
本部室	危機管理監	危機管理監 本部連絡員	本部長 副本部長 本部長付き 危機管理監 部長 本部付き 本部連絡員	
事務局	—	本部事務局長、危機管理班 (全員)、秘書班、総務班 (班編成)、公有財産管理班 (班編成)、広報戦略班	本部事務局長、危機管理班 (全員)、秘書班、総務班 (班編成)、公有財産管理班 (班編成)、広報戦略班 (課長)	
各所属	—	各支部長 各施設長	病院長 部長付き 各支部長 各施設長	
市長直轄部	危機管理班 (全員)	危機管理班 (全員)	危機管理班 (全員)	全員
企画振興部	—	次の部・班のあらかじめ指定された職員 <input type="checkbox"/> 秘書班	各所属職員の 1/2 程度の職員 (係長級以上の職員を含む)  総務班 (全員) 公有財産管理 (全員)	
スポーツ部	—	<input type="checkbox"/> まちづくり推進班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班		
総務部	—	<input type="checkbox"/> スポーツ振興班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班		
人事部	—	<input type="checkbox"/> 総務班 (班編成)、公有財産管理班 (班編成)、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、議会班、出納・監査班、		
市民環境部	—	<input type="checkbox"/> 人事班、働き方・業務改革推進班		
福祉保健部	—	<input type="checkbox"/> 生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班		
子ども未来部	—	<input type="checkbox"/> 社会福祉班、障害福祉班、高齢福祉推進班、健康推進班		
観光文化戦略部	—	<input type="checkbox"/> 子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班		
産業部	—	<input type="checkbox"/> 観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班		
建設部	—	<input type="checkbox"/> 農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班		
都市政策班	—	<input type="checkbox"/> 建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班		
上下水道部	—	<input type="checkbox"/> 都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班		
教育部	—	<input type="checkbox"/> 上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班		
消防部	警防班	【別に定める「彦根市消防計画 (第 12 章招集計画)」 (消防本部策定) に基づく】		
病院部	—	<input type="checkbox"/> 病院事務局班	各所属職員の 1/2 程度の職員 (係長級以上の職員を含む)	全員

※現状の体制では、対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする。